

さ情審査答申第 26 号
平成17年 3月30日

さいたま市長 相川 宗一 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 小池 保夫

答 申 書

平成16年10月6日付けで貴職から受けた、食中毒により行政処分を受けた者がわかる文書（平成15年度）（以下「本件対象行政情報」という。）の一部公開決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件対象行政情報につき、さいたま市情報公開条例第7条第3号アの規定により、その一部を非公開とした決定は、その理由において失当であり、取り消されるべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成16年8月5日付け保保所環収14113号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分について、これを取り消し、本件対象行政情報のうち非公開とした部分の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 埼玉県が管轄する保健所で同様の公開請求等をしたが、公開された。実施機関の条例第7条第3号の解釈は間違っている。
- (2) 埼玉県内にある保健所では同じサービスが受けられるというのが一般的な認識である。埼玉県が管轄する保健所では公開となり、さいたま市が管轄する保健所では非公開となり、同じ保健所に対応が違うのは間違

っている。

- (3) さいたま市が政令指定都市になり、埼玉県から移管された経緯を考慮すると埼玉県管轄時には公開、さいたま市管轄には非公開となる。さいたま市に移管されただけで対応が全く違うのは一般的に納得できない。
- (4) 非公開となっている営業施設名称（屋号）、営業者、営業所所在地の公開を求める。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

- 1 条例第7条では、公開請求に係る行政情報は原則公開しなければならないとされている。しかしその例外として、同条第3号アには、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な権利利益を害するおそれがあるものは、非公開とすることが定められている。非公開とした営業施設名称（屋号）、営業者、営業所所在地を公開することにより、当該法人において食品衛生上健康危害を引き起こす食品が提供される疑念を一般市民に抱かせ、そのことにより当該法人の競争上の地位を害する可能性がある。
- 2 条例第7条第3号ただし書には、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く」とある。よって非公開とすることにより守られる法人の利益より、公開されることにより守られる公益があるかを判断する必要がある。

非公開とした当該法人は相応の行政処分を受け、かつ営業停止処分を受けている期間に、営業再開に当たっての再発防止のための必要十分な改善措置を採っていて、その事実を当時公表されることにより、社会的かつ経済的制裁を受け、既に贖罪しているものとする。また行政処分後1年以上経過しているが事件の再発が未だないことから、新たに食中毒を引き起こすような危機的状況にあるとは判断し難い。更に、異議申立人は、当該法人の施設を原因とした食中毒事例に直接的に関与したのではなく、本件処分により、その健康、財産等に被害を受ける立場にはない。よって、公にすることが必要であるとは考えられない。
- 3 異議申立人は、他の自治体と本市を比較し、「他の自治体が公開となっているため、条例の解釈は間違っている」との結論に導いているが、それは地方自治の根本的趣旨原則に則ったものでない。
- 4 本食中毒事例を事件直後に公表したが、これは食品衛生法（昭和22年法律第233号）第29条の2（現行第63条）に則ったものであり、そ

の趣旨は、食品衛生上の危害の発生を防止するため危害の状況を公表するものであるから、食品衛生法に基づく義務は現在無効であると考えられる。

第4 審査会の判断の理由

- 1 さいたま市の各実施機関の保有する行政情報については、請求がなされたときは、できるだけその請求に応じて公開することにより、市民と市が行政情報を共有することによる市民の市政参加の促進を図り、市政に対する市民の理解と信頼を深めると共に、公正で開かれた市政の発展に寄与することが、条例の基本精神である（条例第1条）。それ故条例は、市民の情報公開を求める権利を十分にこれを尊重すべきものとすると同時に、個人に関する情報は十分に保護されるように最大限の配慮をすべきものと定めて、公益と個人の利益の調和を図るべきこととし（条例第3条）たうえ、条例第7条において定める例外を除き、実施機関の保有する情報は、公開すべきことを原則としている。
- 2 そして条例第7条は第3号アにおいて「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は例外として非公開とすべきものとしている。ここに言う当該法人又は個人に係る「正当な利益を害するおそれがあるもの」とは当該法人又は個人の社会経済活動や地位に関する正当な利益を害するおそれがあるものを指すものと解されるから、一般には不特定多数の者に飲食物を提供する法人や個人に、過去における食品衛生法違反の事実と、これによって行政処分を受けた事実とがあることを、その営業施設名称（屋号）、営業者、営業所所在地を明らかにして公開することは、当該法人又は個人の「正当な利益を害するおそれがある」と言うべきであろう。
- 3 けれども、本件対象行政情報はまた、食品衛生法違反の事実を内容とすることから、当時の同法第29条の2（現行第63条）により、公表すべきものに該当して、現実に報道機関に公表されており、それが記事として掲載された新聞が現存していることは推定されるから、今日、関心を抱く者であれば誰でも検索することは困難ではない。
- 4 従って、本件非公開部分については、当該事業者である個人又は法人の利益保護のための条例第7条第3号アに該当せず、異議申立人の請求に応じて公開すべきものであると考える。
- 5 異議申立人は、本件の異議申立て理由として、上記第2の2項異議申立ての理由(1)及び(2)に摘示のとおり述べるので、付言する。
 - (1) 異議申立人は、埼玉県が管轄する保健所に対して同様の公開請求等をしたところ請求どおり公開されたのに、さいたま市の保健所が非公開と

したことは、後者が条例第7条第3号の解釈を誤ったと主張している。

本件対象行政情報と同種の食品衛生法違反（食中毒）の事例を取ってみても、事実関係とそれに係る法令の内容、情報に係る関係者とそれぞれの利害関係、公開請求の時期その他の諸事情が、個々の事例によって異なり、また、比較衡量すべき事情が微妙に交錯することもあり、事案によって一様に決せられないものであるから、所轄保健所により判断が異なることは、避けられないものである。よって、同じ埼玉県内の保健所によっても結論としての処分内容が異なることもあり得る。

(2) なお、異議申立人が保健所という行政機関のサービスであるからどの保健所でも同じサービスであるべきであると述べるのは、本件では適切ではないと考える。なぜならば、情報公開の当否は住民サービスというよりも法規に照らした判断作用というべきものであり、担当する機関によって異同を生ずる場合があることはやむを得ないからである。

6 よって、その余の事項について判断するまでもなく、本件処分は失当として取り消すべきものと考え、第1のとおり結論するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成16年10月8日	諮問の受理
②	同年10月26日	実施機関から理由説明書を受理
③	同年11月10日	異議申立人から意見書を受理
④	同年11月18日	審議
⑤	同年12月16日	審議
⑥	平成17年1月20日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑦	同年2月17日	異議申立人からの意見聴取及び審議
⑧	同年3月3日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
委員	荒木直人	弁護士
会長	小池保夫	大学教授
委員	小室大	行政経験者
会長職務代理者	鈴木久義	弁護士
委員	満木祐子	弁護士

(五十音順)